

■【トピックス】  
オリンピック終戦！



東京オリンピックが終わりました。マスコミは史上最高のメダル獲得と煽りましたが、観客のいない祭りは終わりました。これからはオリンピックを開催したことによる負の遺産に向き合わなければなりません。まずはコロナです。

政府は認めませんが、オリンピックの開催によりコロナの感染が広がったことは誰の目から見ても明らかです。対策はどうするのか？また、財政的に大幅な赤字が見込まれますが、誰が補填するのか？

■【ビジネス・アイ】  
適格請求書発行事業者登録！

- 社長 「オリンピックが終わったけど、コロナの感染者数が減らないね」
- 花野 「このまま増加して自粛が続くと、ますます中小企業の廃業が増えそうですね」
- 社長 「そうだね。ところで適格請求書発行事業者への登録受付が10月から始まるらしいね」
- 花野 「はい、制度自体は令和5年10月からです。早めに申請の受付が始まりましたね」
- 社長 「この制度で廃業が増えるという話を聞いたんだけど？」
- 花野 「そうですね。適格請求書発行事業者になるためには消費税の課税業者にならないといけないんですよ。これまで課税売上高が1千万円以下で免税業者を選択していた事業者は、免税をやめてあえて課税事業者を選択する必要があるんですよ」
- 社長 「ということは、今まで納めていなかった税金を納めなければならないということになるんだね。それじゃあ零細企業でギリギリで回していたところはコロナもあって廃業するかもしれないね」
- 花野 「そうなんです。そんな企業でも簡易課税制度を選択すると、消費税の負担も抑えることができるんですよ」
- 社長 「そうなんだ。中小零細企業にとっては、消費税の負担は大きいからね。少しでも負担が軽くなるのはいいね。でも、それでも経営が厳しいところは廃業しそうだね」

■【今月のキーワード】

簡易課税制度

中小事業者の納税事務負担に配慮する観点から、事業者の選択により、売上に係る消費税額を基礎として仕入に係る消費税額を算出することができる制度である。納税地の所轄税務署長に簡易課税制度の選択届出書を提出した課税事業者は、その基準期間（個人事業者は前々年、法人は前々年事業年度）における課税売上高が5,000万円以下の課税期間について売上に係る消費税額に、事業の種類に応じて定められたみなし仕入率を乗じた金額を仕入に係る消費税額として控除できる。

■【今月の1冊】

『愛の会社エグジット』

吉田学 著

星雲社 ¥1500

最近、国を挙げて中小企業のM&Aを推奨しています。多くの仲介業者が跋扈している様相を呈しています。

そんな中、会社手放す視点からの情報はほとんどありません。自らの会社を譲渡した経験の元に、売手であっても主体的にM&Aを進めることを薦める著者による本です。M&Aを始める前に一読することをお勧めします。



■【編集後記】

職域接種のコロナワクチン（モデルナ）2回目を接種しました。今回は1回目と違い腕の痛み以外の副反応ができました。軽い発熱、頭痛、倦怠感が接種翌日から2日間続きました。それとモデルナアームで数日間腕が痒くなりました。

『経営のセカンド・オピニオン』 vol.174(毎月1日発行)

- 定価：2400円/年 ●発行日：2021.9.1 ●発行人：花野康成
  - 編集・発行：有限会社ビジネス・インスパイア
- 〒460-0003 名古屋市中区錦3丁目1番30号錦マルエムビル5F  
TEL.052-205-6361 FAX.052-204-8808